

新たな政策導入に伴う
地域の社会経済への影響に関する調査研究
(概要版)

財団法人 とっとり地域連携・総合研究センター

本報告書の調査研究は「地域経済研究推進協議会2010年度研究助成による広域共同研究」の一環として実施したものである。

新たな政策導入に伴う 地域の社会経済への影響に関する調査研究

1. 子ども手当がもたらす地域経済社会への影響

はじめに

▶子ども手当制度（「民主党の政権政策Manifesto2009」）

- ・ 中学卒業まで1人当り月額26000円支給。
- ・ 「社会全体で子育てする」

▶平成22年度子ども手当制度の趣旨と概要

- ・ 子ども手当の趣旨

次代の社会を担う子どもの育ちを支援するため、平成22年度において、中学校修了前までの子どもについて、子ども手当を支給する制度を創設する。

- ・ 子ども手当の概要

①子ども手当の支給

中学校修了までの子ども一人につき、月額1万3千円（所得制限なし）の子ども手当を父母等に支給。

支給等の事務は、市区町村。

②子ども手当については、児童手当分を児童手当法の規定に基づき、国、地方、事業主が費用を負担し、それ以外の費用については、全額を国庫が負担。

③児童育成事業（放課後児童クラブ等）については、事業主拠出金を原資として実施。

④子ども手当を市区町村に簡便に寄附できる仕組みを設ける。

⑤児童手当の既受給者に係る申請免除等の経過措置を設ける。

⑥検討する点

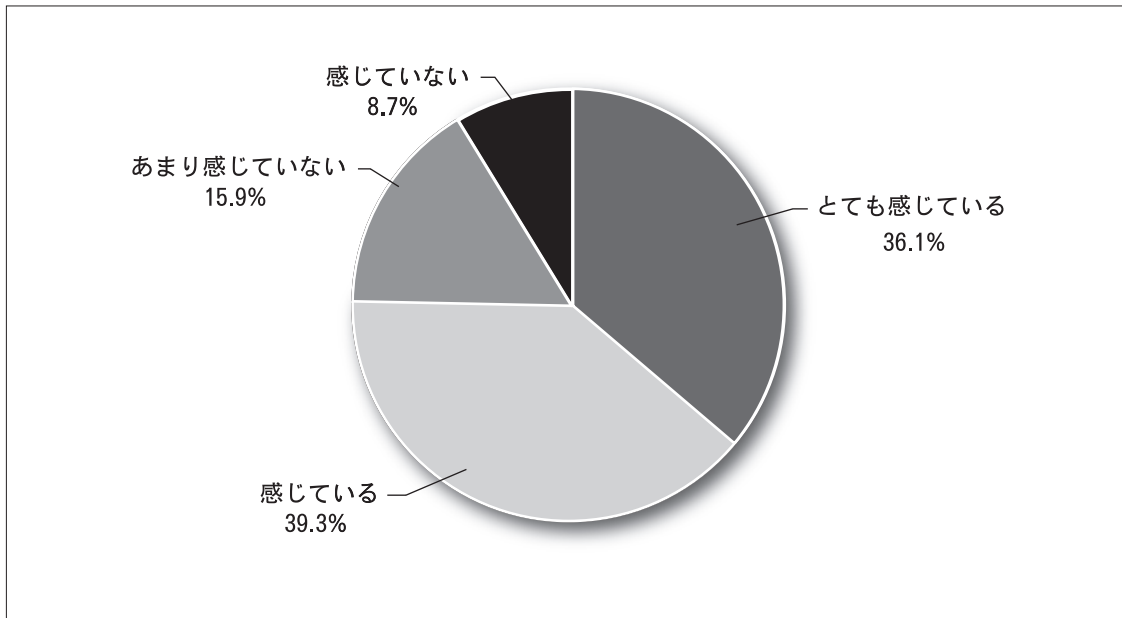
政府は、児童養護施設に入所している子どもその他の子ども手当の支給対象とならない子どもに対する支援等を含め制度の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

政府は、平成23年度以降の子育て支援に係る全般的な施策の拡充について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

1. 1 子育て費用の社会化

図1 出産・子育てに経済的な不安を感じるか（全国）

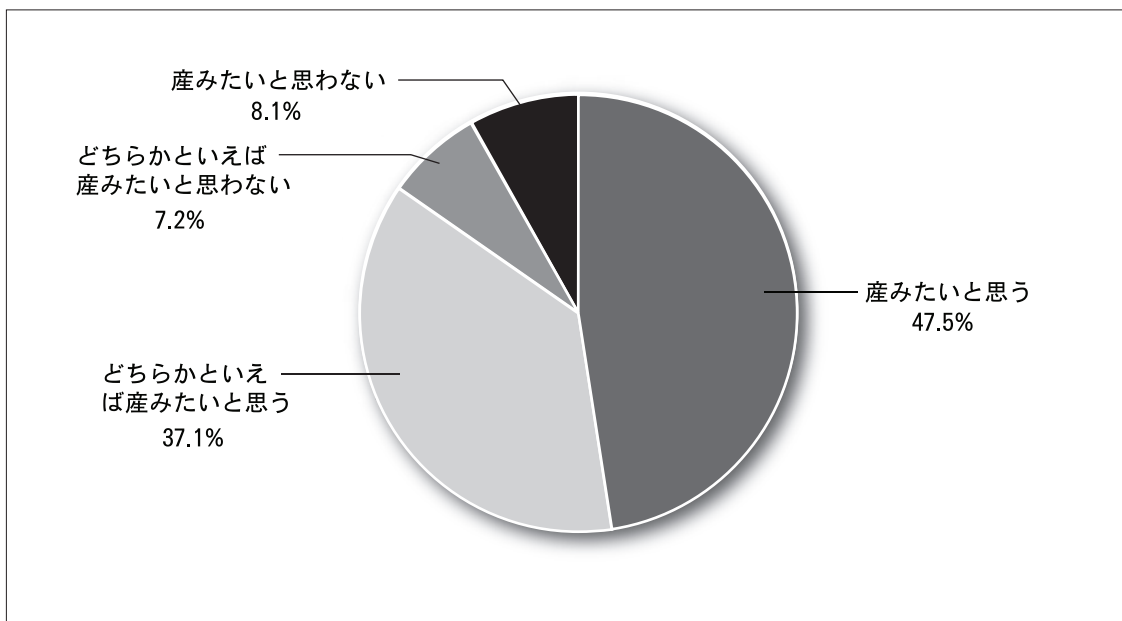
(n=528)



出所：森（2010）42頁、図表3

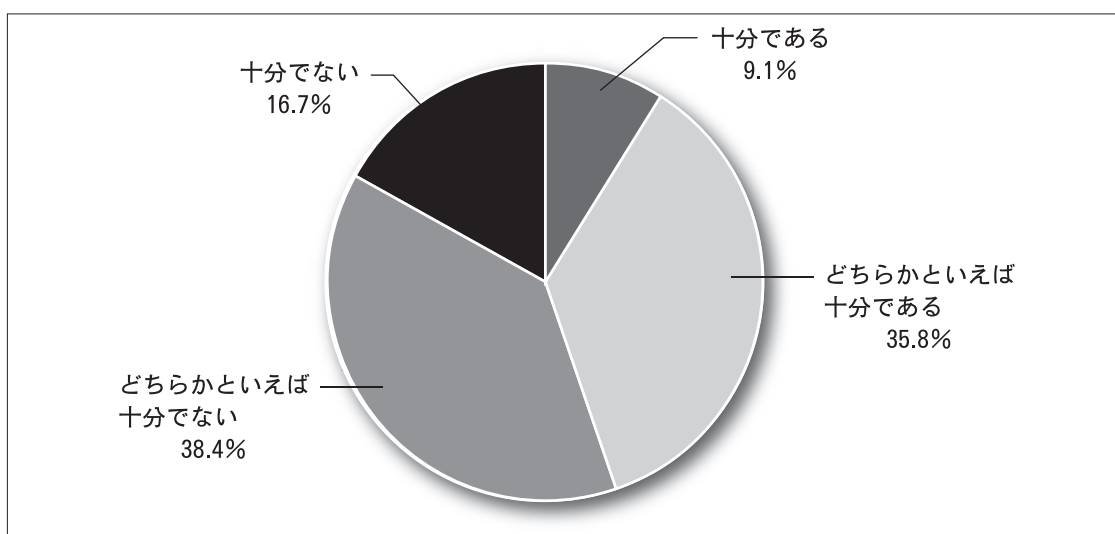
図2 経済不安が解消した場合に理想の数だけ子どもを産みたいと思うか（全国）

(n=528)



出所：森（2010）42頁、図表21

図3 「子ども手当」(月額26000円・中学卒業まで支給)への評価
(n=528)



出所：森（2010）42頁、図表8

出産や子育てへの不安に経済的理由が大きいことがうかがえる。

しかし、「民主党の政権政策Manifesto2009」通りの金額（26000円）であっても「どちらかといえば十分でない」「十分でない」との回答者が過半数を占めている。

表1 都道府県庁所在地の子育て費用

(単位：円)

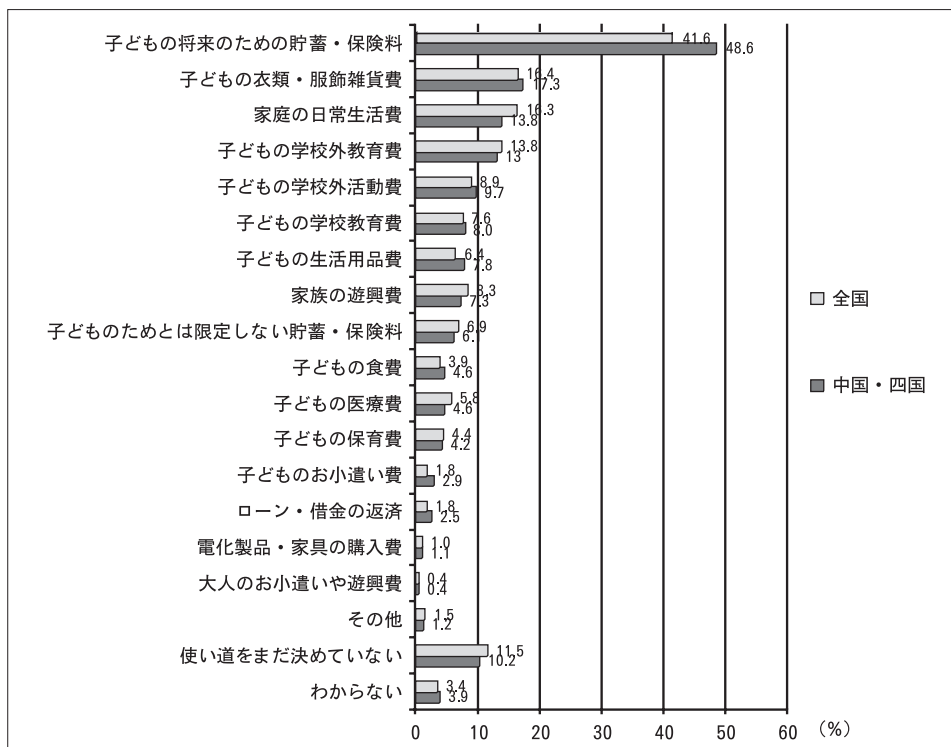
都市名	教育関係費及び 教養娯楽関係費 (A)	消費支出 (B)	(A)/(B)	都市名	教育関係費及び 教養娯楽関係費 (A)	消費支出 (B)	(A)/(B)
全 国	54,007	284,212	19.0%	津 市	56,760	249,250	22.8%
札幌市	54,590	272,448	20.0%	大津市	49,756	268,050	18.6%
青森市	37,039	272,593	13.6%	京都市	42,234	257,910	16.4%
盛岡市	57,395	308,662	18.6%	大阪市	42,947	242,772	17.7%
仙台市	63,055	283,213	22.3%	神戸市	38,628	276,546	14.0%
秋田市	63,529	281,535	22.6%	奈良市	65,317	282,404	23.1%
山形市	52,527	325,624	16.1%	和歌山市	40,209	233,018	17.3%
福島市	44,198	268,363	16.5%	鳥取市	43,200	245,405	17.6%
水戸市	78,437	319,854	24.5%	松江市	52,659	281,399	18.7%
宇都宮市	50,939	296,223	17.2%	岡山市	64,593	288,478	22.4%
前橋市	67,807	277,386	24.4%	広島市	57,723	301,024	19.2%
さいたま市	55,042	269,457	20.4%	山口市	71,687	292,981	24.5%
千葉市	62,431	302,664	20.6%	徳島市	78,135	322,668	24.2%
東京都区部	68,755	312,838	22.0%	高松市	67,120	293,765	22.8%
横浜市	62,464	298,656	20.9%	松山市	66,263	308,246	21.5%
新潟市	48,799	261,839	18.6%	高知市	60,524	299,729	20.2%
富山市	41,463	266,197	15.6%	福岡市	40,061	263,677	15.2%
金沢市	50,085	276,737	18.1%	佐賀市	50,132	279,192	18.0%
福井市	56,820	308,667	18.4%	長崎市	56,186	257,443	21.8%
甲府市	55,100	253,716	21.7%	熊本市	40,051	284,360	14.1%
長野市	82,129	308,019	26.7%	大分市	45,774	275,268	16.6%
岐阜市	51,698	292,777	17.7%	宮崎市	50,576	239,787	21.1%
静岡市	58,902	286,847	20.5%	鹿児島市	64,784	307,063	21.1%
名古屋市	61,235	288,966	21.2%	那覇市	33,598	218,030	15.4%

出所：総務省「家計調査」より作成

中国地方は鳥取市、松江市が全国平均以下。
岡山市、広島市、山口市が全国平均以上。

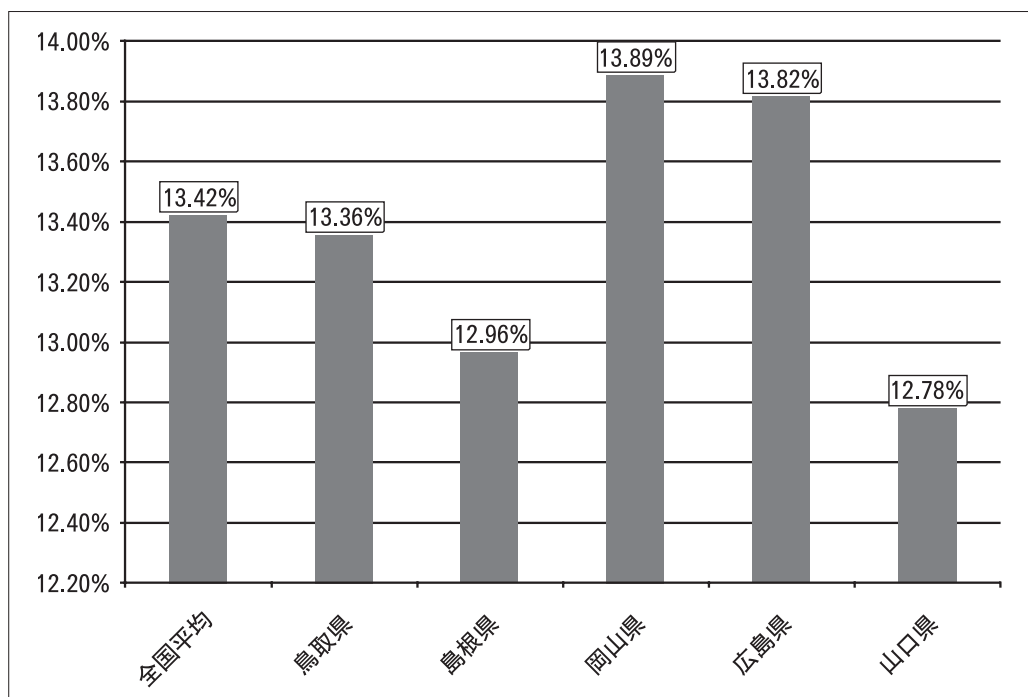
1. 2 子ども手当の経済効果

図4 中国・四国地方の子ども手当の使途



出所：厚生労働省（2010）「子ども手当の使途等に関する調査報告書」

図5 中国地方の15歳未満人口比率



出所：総務省「人口推計」より作成

表2 子ども手当制度の生産誘発額の比較

(単位：人、万円)

	15歳未満人口 (A)	子ども手当 (B)	消費性向 (C)	生産誘発係数 (D)
鳥取県	79,510	15.6	80.6%	0.900
島根県	93,756	15.6	64.6%	0.816
山口県	187,108	15.6	79.8%	0.886
岡山県	269,333	15.6	87.3%	0.857
広島県	394,635	15.6	71.5%	1.004
全 国	17,054,019	15.6	79.0%	1.521

	(E) (= A × B × C × D)	総付加価値額 (F)	(E / F)
鳥取県	900,144	200,570,000	0.45%
島根県	770,733	249,670,000	0.31%
山口県	2,063,356	594,630,000	0.35%
岡山県	3,143,513	731,140,000	0.43%
広島県	4,419,313	1,199,880,000	0.37%
全 国	319,620,439	51,616,620,000	0.62%

注1) 消費支出対象の財別構成は「産業連関表上の民間消費支出の需要構成」と同じと見なして推計。

注2) 岡山県と島根県の生産誘発係数は34部門、97部門の数値。その他は108部門の生産誘発係数。

出所) 各県「産業連関表」、総務省「家計調査」「人口推計」「産業連関表」より作成

2. 消費税率引き上げによる地域経済社会への影響

はじめに

▶平成22年度税制改正大綱 (2009年12月22日)

- ①消費税の税収は所得弾力性が低い。
- ②逆進性がある。軽減税率は複雑な制度となるため、給付付き税額控除の仕組みの中で逆進性対策を検討する。

▶平成23年度税制改正大綱 (2010年12月16日)

・・・民主党の「税と社会保障の抜本改革調査会中間整理」の基本的な考え方を尊重

- ①消費税は「安定した税収」
- ②軽減税率ではなく、還付制度を優先的に検討する。
- ③消費税は「国民全体で広く薄く負担する」
- ④消費税を社会保障の目的税とすることを法律上も、会計上も明確にする。
→2010年から消費税増税の議論が活発化している。

▶消費税の増税が地域経済および地域社会に影響を与えうる点

1. 消費への影響
2. 税負担の変化

3. 地方税収への影響

2. 1 消費への影響

▶消費税の増税の影響

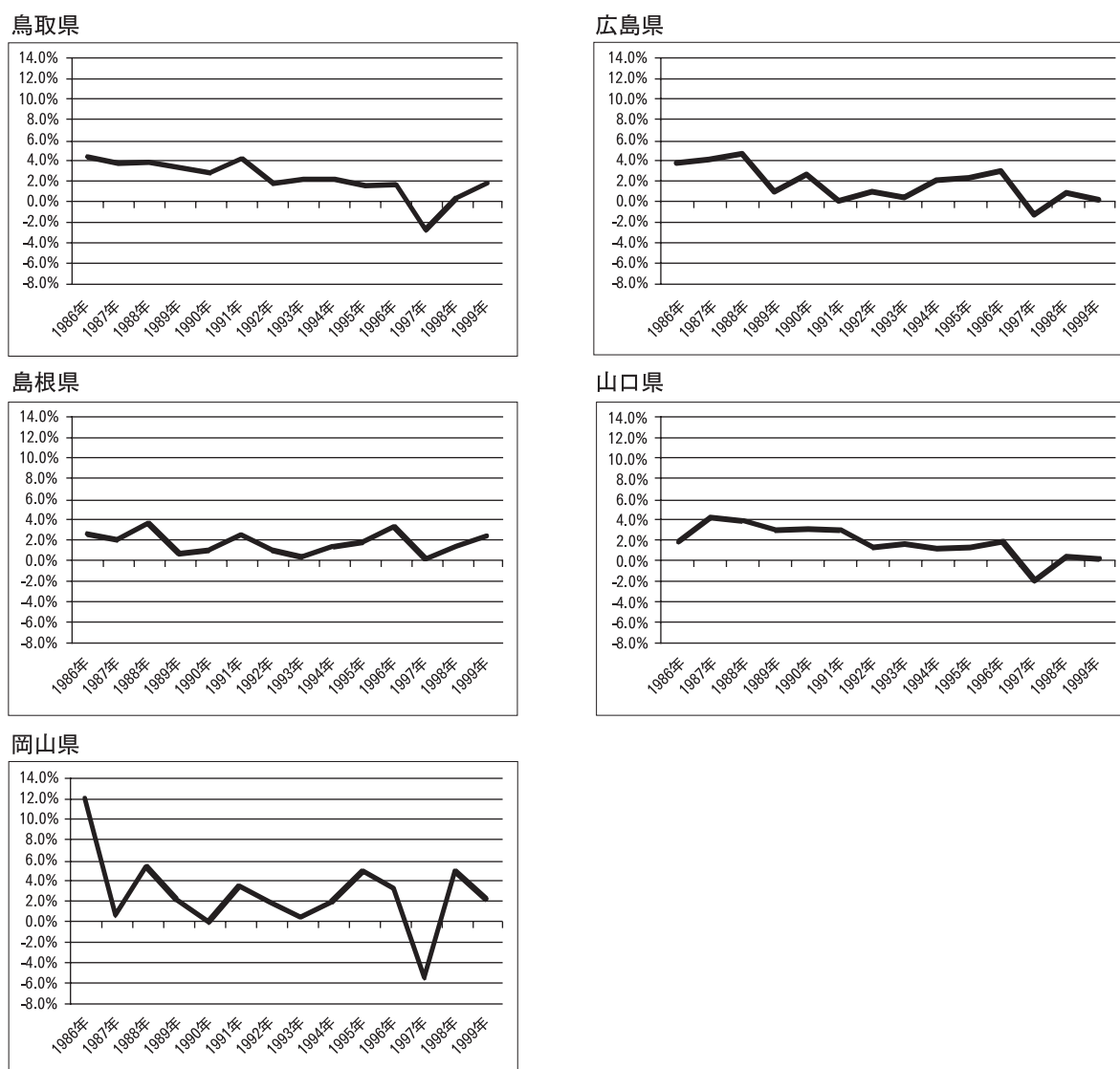
消費税の負担を前転（生産者が最終消費者へ向けて財貨の価格を上昇させる）することで、物価が上昇し、消費の減少がおこる可能性がある。

▶井堀（2010）

- ・ 中長期には消費の増減への影響は少ない。
- ・ 短期的には増税のタイミングと景気の変動を調和させることは困難。

▶中国地方における消費税増税の影響

図6 民間最終消費支出の対前年増加率（%）



出所：内閣府「県民経済計算」より作成

各県とも1989年の消費税導入時に大きな消費の減少は見られない。

1997年の消費税率引き上げ時には各県ともに消費が減少している。1997年後半以降には金融システムへの信頼低下や家計および企業の心理の悪化、アジア経済・通貨危機等の影響があり、必ずしも消費税率の引き上げだけが主要因とはいえない。

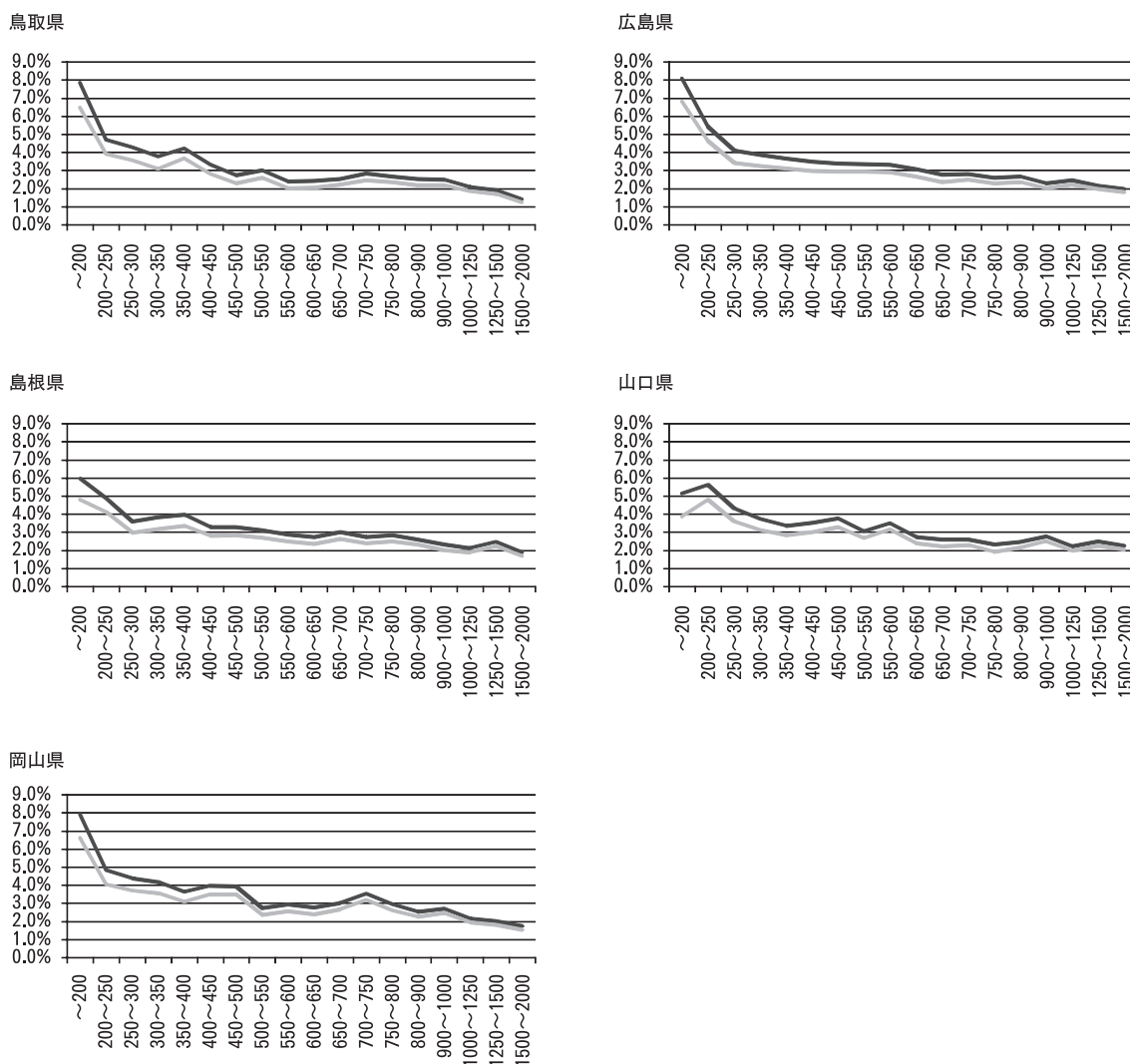
2. 2 消費税の所得階層別の租税負担率

消費税は所得税と異なり、消費額に対して一律の税率で課せられる。

一般的に高所得者ほど所得に占める消費の割合が少ないことを考えると、逆進的な租税といえる。結果として、消費税の税率を引上げれば逆進性は強まる可能性がある。

→中国5県では消費税が逆進的か。

図7 中国5県の所得階層別消費税負担比率



出所：総務省「平成21年全国消費実態調査」より作成

3. 地方政府の歳入としての消費税増税

▶現状では税率5%の内1%が地方消費税。

▶民主党：地域主権・規制改革研究会提言（2010年5月6日）

「国と地方の役割分担、税源の地域偏在性を踏まえるとともに、全国一律の税目の必要性の度合い、地方における受益と負担に基づく独自行政サービスの選択可能性、国と地方の徴税コストの負担の在り方等の諸課題も見据えた上で、地方の自主財源（例えば地方消費税）を拡大する方向で、国と地方の税源配分を抜本的に見直す。」

▶地方消費税増税の可能性。都道府県毎の複数税率適用は現状では困難。

地方消費税の税率を一律で上げた場合に地域間でどのような税収格差が生じるか。

表3 全国都道府県庁所在地の消費性向

都市名	平均消費性向	都市名	平均消費性向
札幌市	70.2	大津市	91.7
青森市	82	京都市	75.6
盛岡市	81.6	大阪市	70.1
仙台市	72.4	神戸市	69.4
秋田市	78.1	奈良市	80.1
山形市	73.8	和歌山市	68.7
福島市	65.7	鳥取市	80.6
水戸市	72.2	松江市	64.6
宇都宮市	64.4	岡山市	87.3
前橋市	86.2	広島市	71.5
さいたま市	73.3	山口市	79.8
千葉市	80.1	徳島市	73.8
東京都区部	75.5	高松市	73.9
横浜市	72.1	松山市	69.5
新潟市	75.7	高知市	78.7
富山市	68.2	福岡市	83.9
金沢市	76.9	佐賀市	71.9
福井市	68.7	長崎市	78.8
甲府市	77.4	熊本市	79.1
長野市	77.2	大分市	61.5
岐阜市	79.8	宮崎市	80.2
静岡市	66.2	鹿児島市	74.9
名古屋市	71.3	那覇市	73.2
津市	79.2		

出所：総務省「家計調査」より作成

表4 地方消費税の税収の偏在

	小売年間販売額 (百万円) (A)	サービス業対 個人事業収入額 (百万円) (B)	(A)+(B)	(A)+(B) の構成比 (C)	人口 (2008年10月時推計) (千人) (D)
鳥取県	635,614	56,658	692,272	0.47%	595
島根県	731,753	62,509	794,262	0.54%	725
岡山県	2,043,853	147,104	2,190,957	1.48%	1948
広島県	3,115,061	237,014	3,352,075	2.27%	2869
山口県	1,485,591	120,380	1,605,971	1.09%	1463
全国計	134,705,448	13,012,044	147,717,492	100%	112769

	人口構成比 (E)	配分比率 (=0.75×C+0.25×E) (F)	消費税率 1%あたり税収 (2008年度、清算後) (億円) (=1%あたり消費税率 (2兆4741億円)×F) (G)	一人あたり 税率1%消費税収 (円) (=G×100,000,000÷ D÷1,000) (H)	消費税指数 (=H÷一人あたり 地方消費税収の 全国平均)
鳥取県	0.53%	0.48%	120	20,100	0.92
島根県	0.64%	0.56%	140	19,247	0.88
岡山県	1.73%	1.54%	382	19,613	0.89
広島県	2.54%	2.34%	578	20,162	0.92
山口県	1.30%	1.14%	282	19,274	0.88
全国計	100%	100%	24,741	21,940	1.00

出所：経済産業省「平成19年商業統計」、総務省「人口推計」、「平成16年サービス業基本調査」、「地方税収等の状況」より作成

▶増税後の中国地方5県の税収の増加は全国平均を下まわる。

他の条件が変化せずに現状の清算方式で地方消費税の税率を一律で上げた場合、一人あたりの地方消費税収の増加額は全国平均よりも低くなる可能性がある。

※地方消費税の清算方法

- 地方消費税は国税である消費税率の100分の25（1%＝5%×1/4）である。ただし、納税者は本社機能のある地域で納税するため、実際の地方消費税収は消費地で計算した税収と納税地での税収は異なることになる。そこで以下の計算式をもって都道府県間で清算する。
- 「小売年間販売額とサービス業対個人事業収入額の合計額の都道府県別の構成比」……………(1)
- 「都道府県別の人口構成比」……………(2)
- 「都道府県毎の地方消費税収額」=0.75×(1)+0.25×(2)

〈参考文献〉

神野直彦（2002）『財政学』有斐閣。
 佐藤進・伊東弘文（1995）『入門租税論』三嶺書房。
 関口智・伊集守直（2006）「税制改革の将来構想—「公平」と「効率」を調和させる」（神野直彦・井手英策編著『希望の構想』岩波書店）：147-192頁。